

亀田医療大学後援会規約

(平成 24 年 4 月 5 日制定)

(名称)

第 1 条 本会は、亀田医療大学後援会と称し、事務所を亀田医療大学(以下、「大学」という。)内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、大学と会員（学生の保護者等）との連携を密にし、相互の理解により、学生の円滑な学生生活、及び大学の充実・発展に寄与する。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学生の修学及び厚生、課外活動への援助
- (2) 大学の教育・研究活動への支援
- (3) その他、本会の目的達成のために必要と認められる事業

(会員)

第 4 条 本会の会員は、大学に在籍する学生の保護者（父母、保証人等）代表者（学生ごとに一人（以下、「正会員」という。）、本学の教職員（以下、「特別会員」という）、本会の趣旨に賛同した者（以下、「賛助会員」という。）をもって組織する。

(役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 正会員理事 | 若干名 |
| (4) 特別会員理事 | 若干名 |
| (5) 監事 | 若干名 |

(役員を選出)

第 6 条 正会員理事は総会で選出する。

- 2 会長、副会長、監事は正会員理事の互選による。
- 3 正会員理事は各学年より 2～3 名選出する。
- 4 特別会員理事は、大学教職員（学生支援委員会委員長及び学年主任）とする。

(役員の仕事)

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を統括・執行するとともに、会議を招集しその議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代行する。
- 3 理事は、役員会の議を経て会務を執行する。
- 4 監事は、会務及び会計を監査する。

(役員の任期)

第 8 条 役員（特別会員理事を除く）の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員の任期は当該学生の在学期間を超えることはない。
- 3 欠員補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問、相談役)

第 9 条 本会に顧問及び相談役を置く。

- 2 顧問は、大学の学長にこれを委嘱する。
- 3 相談役は、キャンパスアドバイザーにこれを委嘱する。

(役員会)

第 10 条 役員会は、第 5 条に規定する役員をもって組織し、本会の運営その他必要事項を審議する。

(役員会の定数等)

第 11 条 役員会は、役員のお二分の 1 以上の出席をもって成立し、その議決は、出席役員の二分の 1 以上の賛成によって決定する。

- 2 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第 12 条 定期総会は毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催するものとする。ただし、役員会をもってこれに代えることができる。

(総会の議決事項)

第 13 条 総会は次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画・予算
- (2) 事業報告・決算

- (3) 規約改廃
- (4) 役員選出
- (5) その他議長が必要と認めた事項

2 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 15 条 本会の経費は、会員の会費、寄付金等をもってこれに充てる。

(会費)

第 16 条 正会員の会費は、4 年間で 4 万円とし、入学時に一括納入するものとする。

2 特別会員及び賛助会員の年会費 10,000 円とする。

3 納入された会費等は、これを返還しない。

(雑則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 24 年 4 月 5 日からこれを施行する。

2 後援会発足当初の第 5 条の規定の運用について、第 6 条第 3 項の規定による理事の数は、同項の規定に関わらず後援会発足年度は 1 年次から 4 名を選出、発足 2 年目は 1 年次から 3 名を選出するものとして取り扱うものとする。

附 則

1 この規約は、平成 26 年 7 月 17 日から適用する。

2 改正後の第 16 条第 1 項の規定は平成 27 年度入学生から適用し平成 26 年度以前入学生については改正前の規定による。

3 任期は、第 8 条第 1 項に関わらず、就任後翌々年の定期総会までとする。

附 則

1 この規約は、平成 27 年 5 月 30 日から適用する。

2 この規約は、平成 30 年 5 月 1 日から適用する。